

平成十六年十月二十九日受領
答 弁 第 二 二 二 号

内閣衆質一六一第二二号

平成十六年十月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員山井和則君提出立法行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出立法行為に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「条文を追加する行為」及び「当該条文の施行日を定めること」については、一般には憲法第四十一条の「立法」に当たる行為であると考えますが、これらの行為が、実質的な法規範の内容と法文の表記との間に形式的な齟齬^{そご}があることが客観的に明らかであると判断される場合に、内閣において法文の表実質的な法規範の内容に即したものに「正誤」の官報掲載の形により訂正するものであれば、実質的な法規範の内容を変更するものではないことから、同条の「立法」に当たる行為ではないと考える。